

住民監査請求監査結果

1 請求の受理

平成24年4月24日に請求人らから地方自治法(以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求(高監委第33号)は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明並びに請求人らの陳述から請求の要旨、理由を次のように解した。

なお、監査執行の途中において、監査委員4人のうち、中浜実、角芳春は平成24年5月17日付けで辞任し、翌18日付けで後任として奥田美智子、久保隆が就任し、監査を執行した。

(1) 請求の要旨

平成23年度に購入された「はにたんのタスキ」(以下「本件タスキ」という。)の購入に係る公金の支出は、違法不当である。

したがって、高槻市(以下「市」という。)は、本件タスキの購入代金21,000円について損害を被ったので、当該損害について、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者、その他の責任者及び管理者個人らそれぞれに対し、不当利得返還請求又は損害賠償請求することを勧告すること、また、それらの請求権の行使・債権管理を怠る事実としてその違法確認を求める。

(2) 請求の理由

平成23年11月15日を支払日として購入された本件タスキは、平成22年度末に購入された「はにたんの着ぐるみ」の付属品である。このタスキについては、議会で予算の承認を得られておらず、その支出について議会への報告もされていないことから、地方財政法第4条第1項及び第8条、自治法第179条並びに高槻市財務規則第42条にそれぞれ反し、違法性がある。

4 監査の結果

(1) 事実確認

ア 本件タスキに係る予算について

本件タスキに係る予算は、平成23年3月2日の第1回高槻市議会定例会において、自治法第211条第1項の規定により平成23年度高槻市一般会計当初予算書に、同条第2項に定める平成23年度高槻市一般会計当初予算説明書を添えて提出され、同月9日の総務消防委員会に付託されて審議の後、同月16日の本会議で可決されたものであり、予算費目は一般会計、款：総務費、項：総務管理費である。

イ 本件タスキの購入について

本件タスキの購入については、平成23年9月15日に、予算費目が一般会計、款：総務費、項：総務管理費、目：企画費、節：需用費、細節：消耗品費で、物品購入契約伺が起案され、購入を決定後、2者から見積徴取し、そのうち1者と随意契約を行い、同年10月28日に納品があり、同年11月15日に代金が支払われた。

(2) 判断

請求要旨、請求理由及び関係書類の調査、請求人らの陳述並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

ア 普通地方公共団体の予算の議決の対象について

自治法第96条第1項第2号により、議会は予算について議決権を有しており、同法第211条第1項により、長は、予算を調製し、議会の議決を経ねばならない。また、同条第2項、地方自治法施行令第144条第2項、地方自治法施行規則第15条の2及び別記予算に関する説明書様式により、長が予算を議会に提出するときには、あわせて、歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書、すなわち予算説明書を提出しなければならないとされており、上記4(1)アのとおり、予算書に、予算説明書を添えて提出されている。

なお、自治法第216条によると、歳入歳出予算は、款項に区分され

たものであり、これに対して、目節は自治法第220条第1項の規定に基づく地方自治法施行令第150条第1項第3号及び第2項の定めるところにより、長が予算を執行するために設けられた執行科目であり、議決の対象とはならない。

このように、議決の対象である款項の範囲内で、長が目節を定め、執行することとなっている。

イ 本件タスキの予算について

本件タスキの予算については、4(1)アのとおり、平成23年第1回高槻市議会定例会において可決されたものである。

当該予算の上程の際には、議決の対象である款項を示した予算書に併せて、予算説明書を提出されたが、この予算説明書には長が執行権を有する目節まで記述されており、この予算書に記載されている範囲の内容が、議決された内容であると判断できる。

また、本件タスキの購入に関しては、この予算説明書内に記載された範囲内の執行であり、自治法第220条第2項ただし書で規定された歳入歳出予算の流用が行われたわけでもなく、当該予算の議決の範囲内の執行と認められる。

したがって、本件タスキに係る予算については、議会で承認を得られているものであり、請求人らの議会で予算の承認を得られていないという主張は成り立たない。

さらに、議会で予算の承認がされている以上、本件タスキの購入について、自治法第179条第1項の規定による専決処分が行われたわけではなく、したがって、同条第3項の規定による議会への報告義務はないため、議会で報告されていないという請求人らの主張に根拠はない。

(3) 結論

以上のことから、本件のタスキの購入については、違法又は不当な公金の支出に当たらないため、請求人らの主張に理由はなく、当該措置の必要は認められない。